

令和8・9年度入札参加資格登録について

令和8・9年度入札参加資格登録の申請（建設工事／測量・建設コンサルタント等）を次のとおり受付けます。

1 申請資格

- (1) 代表者及び受任者が、競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者
又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号のいずれかに該当する者でないこと。
- (3) 建設工事にあっては、建設業法（昭和24年法律第100号）による建設業の許可及び建設業者の経営に関する事項の審査を受けていること。
- (4) 測量・建設コンサルタント等の業種にあっては、営業に関し法律上必要とする登録を受けていること。
- (5) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (6) たつの市契約等から暴力団等を排除する措置に関する要綱別表各号のいずれかに該当する者でないこと。
- (7) 社会保険（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険）に加入していること。
ただし、各保険について法令で適用が除外されている場合を除く。

2 受付期間等

(1) 受付期間

令和8年1月13日（火）から令和8年2月13日（金）まで

(2) 有効期間

令和8年4月1日（水）から令和10年3月31日（金）まで

※ただし、市内（本店・営業所）登録事業者は中間報告が必要です。

(3) 申請方法等

電子申請（[兵庫県電子申請システム e-ひょうご](#)）により、

<https://apply.e-tumo.jp/city-tatsuno-hyogo-u/>

建設工事の登録

「企業情報登録（建設工事）」及び「業種登録（建設工事）」を申請してください。

測量・建設コンサルタント等の登録

「企業情報登録（測量・建設コンサルタント等）」及び「業種登録（測量建設コンサルタント等）」を申請してください。

両方の登録

それぞれの「企業情報登録」及び「業種登録」について申請が必要です。（計4件申請）

※申請後に到達番号及び問合せ番号が表示され、申請受付の確認が可能です。

※登録申請には登録番号が必要です。現在登録されている方はこちらから登録番号をご確認ください。

※新規登録をされる方は登録番号を「1」で申請してください。

※過去に登録をされていた方は、契約課に登録番号をお問い合わせください。

(4) 添付書類(各証明書は提出日の3ヶ月以内に発行されたものに限る。)

ア 建設工事に係る提出書類

- ・納税証明書（完納証明証）滞納がある場合は受付けできません。
国税　・・法人 法人税・消費税等の納税証明書（その3の3）
　　・・個人 所得税・消費税等の納税証明書（その3の2）
県税（完納証明証）（※）
市税（完納証明証）（※）
- ・履歴事項全部証明書（法人）又は身元（身分）証明証（個人）
- ・印鑑証明書（法人：法務局の証明書 個人：市区町村の証明書）
- ・誓約書
- ・建設業許可に関する証明書又は通知書
- ・経営事項審査結果通知書（有効期限内の最新のもの）
- ・建設業退職金（又は中小企業退職金）共済組合の加入履行証明書
- ・関連会社申告書（※）
- ・技術職員名簿（※）
- ・役員等調書及び照会承諾書（※）
- ・本店・営業所等実態報告書（※）

（※）については、たつの市内に本店又は営業所がある場合に限る。

イ 測量及び建設コンサルタント業務に係る提出書類

- ・納税証明書（完納証明証）滞納がある場合は受付けできません。
国税 法人・・法人税・消費税等の納税証明書（その3の3）
　　個人・・所得税・消費税等の納税証明書（その3の2）
県税（完納証明証）（※）
市税（完納証明証）（※）
- ・履歴事項全部証明書（法人）又は身元（身分）証明証（個人）
- ・印鑑証明書（法人：法務局の証明書 個人：市区町村の証明書）
- ・誓約書
- ・登録する業務に必要な許可・登録・届出等の証明書等
- ・財務諸表（貸借対照表・損益計算書）直近1年分
※個人の場合は所得税確定申告書（青色申告の場合は、貸借対照表及び損益計算書も提出してください。）
- ・技術職員名簿（任意様式）（※）
- ・役員等調書及び照会承諾書（※）
- ・本店・営業所等実態報告書（※）

（※）については、たつの市内に本店又は営業所がある場合に限る。

3 変更等の届出

(1) 変更

登録期間中、下記事項に変更が生じた場合は、直ちに変更届及び必要書類を電子申請してください。

- ア 申請者の商号、名称、所在地及び電話番号、メールアドレス
- イ 受任者の名称、所在地及び電話番号、メールアドレス
- ウ 建設業の許可及び許可年月日
- エ 法人にあっては、その資本金、代表者及び受任者の氏名
- オ 個人にあっては、その者の氏名
- カ 技術者の異動
- キ 経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書（建設工事登録のみ）
- ク 業務遂行に必要な許可・登録・届出等に変更があった場合等

(2) 承継

入札参加資格を有するもので、その営業の同一性を失わない営業を引き継ぎ行おうとする個人又は被承継人から承継する営業内容に対応する資格を承継しようとする法人で、次に該当するときは、入札参加資格承継申請書（様式任意）に必要書類を添えて電子申請してください。

- ア 相続があったとき
- イ 個人営業者が会社に営業を譲渡し、かつ、その代表社員に就任し、現にその任にあるとき
- ウ 合併により解散した会社の代表者の半数以上の者が、合併により設立された会社又は合併後存続する会社の代表者に就任し、現にその任にあるとき
- エ 会社がその組織を変更し、他の種類の会社となったとき
- オ 会社が解散し、会社の代表者がその営業を譲受け、個人営業者となったとき